

第 42 回金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成 16 年 9 月 29 日 (水)

2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

3. 出席委員

学識経験者

池本 良子	金沢大学助教授
坂本 英之	金沢美術工芸大学教授
新保 時正	金沢市農業委員会会長
半田 隆彦	金沢経済同友会都市活性化委員長
森 俊偉	金沢工業大学教授
山田 文代	石川県建築士会理事

市議会議員

田中 仁	金沢市議会副議長
福田 太郎	金沢市議会土木建設常任委員長
干場 辰夫	金沢市議会総務常任委員長

関係行政機関

川崎 修	石川県警察本部交通部長 (代理)
河田 直美	石川県農林水産部長 (代理)
山内 正彦	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 (代理)

市民

高田 千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
鶴山 務	金沢市町会連合会会長

4. 会議の内容

会長

遅れている委員もいらっしゃるようですが、時間になりましたので始めたいと思います。

ただいまより第 42 回金沢市都市計画審議会を開会いたします。最初に事務局の報告によりますと、ただ今委員 20 名の内 13 名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例

第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。
まず、委員の異動がありましたので事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは、異動により新たに就任されました委員をご紹介します。金沢市議会副議長の田中仁委員でございます。石川県土木部長岡田稔委員でございますが、本日は公務の都合でご欠席となっております。以上でございます。

会長

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりまして、議事録の署名委員を指名させていただきます。本日は坂本委員、福田委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくをお願いいたします。それでは、金沢市都市整備部の的場部長より一言ご挨拶をお願いします。

都市整備部長

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は、ご多忙のところ委員の皆様には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。現在、市役所の隣で金沢21世紀美術館の建設が進められております。新しい文化の創造と新たな賑わいの創出を目的としておりまして来週土曜日、10月9日ですがオープンを予定しております。この美術館建設に関連しまして地下駐車場及び周辺の本多坂線あるいは寺町今町線という都市計画道路も整備することとなっております。これらの都市施設につきましてはこの都市計画審議会でご議論を頂いて都市計画決定して現在に至っておるわけです。

そういった意味では都市計画審議会につきましては、金沢のまちづくりそのものと、深く関与して支えていると言えるのではないかと考えております。今後とも委員の皆様方には、あらためて適切なお議論をお願い申し上げたいと存じております。本日の案件であります。6件の計画案と2件の計画原案のご審議をいただくこととしております。よろしくご審議の程お願い申し上げまして開会にあたってのご挨拶といたします。

会長

ありがとうございました。それでは、前回までにご審議いただきました計画案件について諸手続がなされておりますので、事務局より報告を受けます。

事務局 [案件結果報告]

平成16年6月29日に行われました第41回金沢市都市計画審議会にて審議された案件につきまして案件の結果をご報告させていただきます。

金沢市決定の案件ですが金沢市告示第211号、平成16年7月21日付けで第196号金沢市都市計画地区計画の決定(三口第二地区)、第197号金沢市都市計画地区計画の決定(ウッドパーク玉鉾地区)が決定されております。また、金沢市告示212号、平成16年7月21日付けで第195号金沢市都市計画用途地域の変更(三口第二地区)、第198号金沢市都市計画公園の変更(2・2・118号額乙丸町公園)並びに第199号金

沢都市計画道路の変更（3・4・64号田上館町線）以上の案件につきましても告示行為がなされ決定されたことをご報告いたします。

会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、「議案第200号 用途地域の変更」及び「議案第206号」については関連がございますので一括して事務局から説明願います。

事務局〔議案第200号、第206号の説明〕

議案第200号金沢都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。お手元の議案書の4～6ページに、計画表と図面を添付しておりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の5ページをお開き下さい。今回用途地域を変更する木曳野地区の位置をご説明いたします。こちらが臨港線です。こちらが外環状道路海側幹線です。こちらが金石街道線です。図面中央の臨港線沿線の赤で塗られた地区が木曳野地区です。

議案書6ページをお開き下さい。木曳野地区の拡大図です。こちらが大徳川です。こちらが臨港線です。こちらが畝田寺中線です。本地区は、土地区画整理事業の進捗に伴い、暫定的に指定された第1種低層住居専用地域並びに工業地域から、都市計画マスタープランの土地利用の方針に沿って用途地域を変更するものです。1-1の臨港線沿道については、背後の住宅地の生活利便施設を誘導するため第1種低層住居専用地域から第2種住居地域へ変更するものです。1-2の同じく臨港線沿道については、既に自動車修理工場等の沿道サービス施設が立地していること及び背後の住宅地の生活利便施設を誘導するために工業地域から準工業地域へ変更するものです。1-3の畝田寺中線を含む地域につきましては、住宅地を供給すべく周辺の用途地域と整合を図り、第1種低層住居専用地域から第1種住居地域へ変更するものです。1-4の大徳川東側の地区については、都市計画マスタープランで住宅地として位置づけられていることより工業地域から第1種住居地域へ変更するものです。最後に1-5の畝田寺中線東側の地区につきましては、当該南側の西部第二地区と整合を図り、より良好な住宅地を供給すべく第1種低層住居専用地域から第1種中高層住居専用地域へ変更するものであります。なお、本案件につきましては平成16年8月11日から同月18日にまで公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はありませんでした。引き続き、用途地域の変更に関連して、議案第206号建築基準法第52条第7項第1号の規定による容積率の緩和を適用しない区域の指定についてご説明致します。本案件は平成14年建築基準法等改正（平成15年1月1日施行）により、混在系の用途地域において原則、住宅に関して一定の敷地面積及び空地率を有する建築物について容積率が最大1.5倍に緩和されることに対して、今回用途地域の変更に伴い、容積率の緩和を適用しない区域を追加指定するものです。お手元の議案書の7～8ページに計画表と図面を添付しておりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書8ページをお開き下さい。今ほど用途地域の変更でご説明致しました木曳野地区の拡大図です。1-1は今回の用途地域の変更で第2種住居地域に、1-2は準工業地域に、さらに1-3は第1種住居地域に指定する区域です。この混在系の用途地域である3区域について、中心市街地の定住の誘導と郊外住宅地の居住環境保全の観点から容積

率の緩和を適用しない区域に追加指定するものです。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

会長

それでは、「議案第 201 号 地区計画の決定」について事務局から説明願います。

事務局〔議案第 201 号の説明〕

議案第 201 号アーバンガーデン泉本町地区 地区計画の決定についてご説明いたします。お手元の議案書 9～12 ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書 11 ページの位置図をご覧下さい。こちらが JR 北陸本線です。こちらが都市計画道路専光寺野田線です。こちらが都市計画道路鳴和三日市線です。こちらが北陸鉄道石川線です。こちらが、本案件のアーバンガーデン泉本町地区であります。

本案件は、旧北日本紡績跡地の一部、約 1.2ha において、民間の開発により宅地造成するもので、調和のとれた良好な住宅市街地の形成を図るため、地区計画を定めるものです。

議案書 12 ページの計画図をご覧下さい。こちらが都市計画道路鳴和三日市線です。こちらが北陸鉄道石川線で、こちらがにしいずみ駅です。こちらが地区計画の区域です。

議案書 9 ページの地区整備計画をご覧下さい。用途制限については、建築できる用途としまして専用住宅、建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に掲げる延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供する事務所、店舗、美容院、学習塾、アトリエ等の兼用住宅、公益上必要なもの及びこれらに付属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が 50 m²以下のものとします。

容積率の最高限度については、150%とします。敷地面積の最低限度については、150 m²とします。

議案書 10 ページをご覧下さい。壁面の位置の制限については、道路境界線及び隣地等境界線から 1 m 以上とし、通風や採光、堆雪スペースを確保したゆとりのある空間を形成します。ただし、自治会のゴミ集積場の境界線までの距離は除きます。また、バルコニー、壁面後退部分に係る床面積の合計が 5 m²以内で、かつ軒の高さが 3 m 以下の独立した車庫及び物置等についても適用除外とします。

高さの最高限度については、10mとします。形態又は意匠の制限については、広告物については自己用又は管理広告物に限ります。設置位置については屋上及び屋根面の設置を禁止します。また、独立広告物については高さ 2 m までとし、全体表示面積は 3 m²以内とします。また、盛土については 0.3m までとし、部分的なものについては 0.6m までとします。

垣又はさくの構造の制限については、生け垣、植栽、又は 1.8m 以下の透過性のフェンスとします。また、レンガ、ブロック等を設置する場合、これらの高さは 0.6m 以下とします。

なお、平成 16 年 8 月 11 日から 25 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

A 委員

10 ページの地区整備計画の中の壁面位置についてですが、最低限度 1 m ということで都心部ではないのですがこの距離は妥当なのでしょうか。郊外部にいくと 1.5 m とか壁面の後退距離を設けたりしていると思うのですが、積雪とかそういうことも含めてどうなのかなというところと、もう 1 つ、敷地内に限らないと思うのですが公園整備等の緑化の事に関してはどうに検討されているかという 2 点についてお願いします。

会長

事務局から壁面線 1 m という数字の考え方と緑化等に対する配慮があるかどうか考え方の説明をお願いします。

事務局

壁面線 1 m の考え方ですが、金沢市の地区計画は 36 地区決定していますが、他の地区でも 1 m ぐらいが多く、ほぼ妥当な寸法だと考えています。また、敷地面積の最低限度が 150 m² とあまり大きなものではないため 1 m ぐらいが妥当だと考えています。

緑地についてですが、地区計画では特に定めはありませんが定住促進事業の一環で 40 歳未満の方が住宅を建築されるとき補助制度があります。その中で緑化を図るような項目を設けております。

会長

基本的には敷地面積の関係からも 1 m で良いのではないかとこの考え方だと思います。緑化については各住居に敷地のゆとりの中で考えてもらうというのが基本的な位置付けであるという考え方だと思います。

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

会長

それでは、「議案第 202 号 地区計画の決定」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第 202 号の説明]

議案第 202 号いなほ工業団地地区地区計画の決定についてご説明します。お手元の議案書 13～16 ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書 15 ページの位置図をご覧下さい。こちらが北陸自動車道です。こちらが国道 8 号

です。こちらが外環状道路海側幹線です。こちらが、本案件のいなほ工業団地地区であります。本案件は、いなほ工業団地土地区画整理事業地約 15.0ha において、事業の進捗に伴い、新たに地区計画を定めるものです。

議案書 16 ページの計画図をご覧ください。こちらが地区計画の区域です。

議案書 13 ページの地区整備計画をご覧ください。用途制限については、風俗営業の施設、ボーリング場・スケート場等運動施設、カラオケボックス、住宅を制限します。また、店舗・飲食店については、幅員 16m 以上の幹線道路沿道については 3,000 m²、その他については 1,000 m² 以内の自家販売のためのもののみ建築可能とします。

敷地面積の最低限度については、1,000 m² とします。

議案書 14 ページをご覧ください。壁面の位置の制限については、道路境界線からは 2 m 以上、隣地等境界線からは 1 m 以上とし、通風や採光、堆雪スペースを確保したゆとりのある空間を形成します。

形態又は意匠の制限については、広告物については、自己用に限りませす。設置位置については、屋上及び屋根面の設置を禁止します。また、独立広告物については、壁面後退線内に設置しないものとし、突出する場合は地盤面から高さ 3 m 以上を確保の上、突出幅は 1 m 以内とし、通行の妨げとならないようにします。

垣又はさくの構造の制限については、生け垣、植栽、又は 1.8m 以下の透過性のフェンスとします。また、レンガ、ブロック等を設置する場合、これらの高さは 0.6m 以下とします。

なお、平成 16 年 8 月 11 日から 25 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はありませんでした。以上でございます

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

A 委員

地区計画とか個別で対応しているわけではないと思うのですが、工業団地でも景観整備ということで緑地帯とか植樹で整備が全国的に進んでいると思うのですが、ここではそういう考え方はどのように取り入れているのでしょうか。

民地側の緑化ということと、道路その他の部分での緑化というような考えはあるのでしょうか。

事務局

緑化等に関しましては、いなほ工業団地と金沢市とで「環境及び景観に関する協定」を契約の際に結びまして、植樹などの緑化についても敷地内で対応していただくということをお願いしていく。協定書の中で対応していきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。それでは、本案件どおりとして答申します。

会長

それでは、「議案第 205 号 公園の変更」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第 205 号の説明]

議案第 205 号都市計画公園 2・2・537 号糸田新町公園の変更について説明致します。お手元の議案書 17～19 ページに計画書と図面が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置についてです。議案書の 18 ページをご覧下さい。こちらが J R 北陸本線。こちらが鳴和三日市線。こちらが専光寺野田線です。こちらが今回追加する糸田新町公園です。

次に、こちらが計画図となります。議案書では 19 ページになります。こちらが J R 北陸本線。こちらが西部リサイクルプラザ並びに西部共同調理場です。赤く塗りつぶした箇所が糸田新町公園です。

地域住民に休息や運動の場を提供するため、新たに追加する街区公園です。形状規模は、東西約 50m、南北約 35m の長方形で面積は約 0.16ha です。

次に、議案書には添付してありませんが、こちらが公園配置図になります。周辺地域には公園が無く、図の円は街区公園の誘致距離 250m を表しています。公園予定地の西方約 260m に糸田第一児童公園がありますが、J R 北陸本線により分断されており、当該周辺住民の利用は難しい状況であります。また、金沢市緑の基本計画の金沢市都市公園配置方針では、この地域に街区公園を整備することになっています。

次に予定地及び周辺の状況写真です。上の写真は向かって左側から、下の写真は向かって右側からの状況で、赤く囲った箇所が予定地となります。

こちらが、公園のイメージ図であります。市民提案型の公園として、今後、地域の皆様の意見を積極的に取り入れながら整備を進めて行きます。

なお、当案件は平成 16 年 9 月 1 日から 9 月 15 日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

会長

それでは、石川県都市計画審議会への付議案件ということで、「議案第 207 号 特殊建築物の敷地の位置について」事務局から説明願います。

事務局 [議案第 207 号の説明]

議案第 207 号金沢市における特殊建築物の位置についてご説明致します。本案件につきましては廃棄物処理施設の設置に係るものでありまして石川県の決定事項であります。金沢市建築指導課より都市計画上の支障の有無について照会がありましたので本審議会でご

審議をいただき、その答申を受け石川県都市計画審議会に付議してまいりたいと思います。まず、建築基準法第 51 条ただし書きによる規定により金沢市における特殊建築物の用途に供する敷地の位置をご審議いただくわけですが、まず、廃棄物処理施設の都市計画決定の考え方についてご説明いたします。本来、地方公共団体及び地方公共団体で構成される第三セクターが設置する公益性が高く、恒久的、広域的なものは、都市計画決定を行うことが原則であります。今回のように民間が設置するものについては、建築基準法第 51 条のただし書きにより、都市計画審議会での位置指定を行うものとしており、都市計画決定ではなく位置指定としております。

まず、計画地 の大野町 4 丁目地内の「(株)金沢舗道大野町処理工場」です。

まず、位置についてです。議案書 21 ページをご覧ください。こちらが金沢港。こちらが石油基地です。こちらが今回敷地の位置指定をする(株)金沢舗道大野町処理工場です。

議案書 22 ページの計画図をご覧ください。赤く塗つぶした箇所が、位置指定をする箇所になります。今回の敷地の位置指定の対象となる施設は、90t/h、720t/日の処理能力を持つがれき類の破碎施設です。

この破碎施設は、コンクリート及びアスファルト廃材を舗装材料として再利用できるように処理し、所定の品質の再生骨材及びアスファルト再生骨材を製造するものです。近年、再生骨材を使用した路盤材やアスファルト合材は、国土交通省をはじめ関係官公庁の公共事業に広く使用されているものです。

当施設の設置にあたって、隣接者の同意、公害等に関する対処、関係法令等に係る調整が満たされたと判断し、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置の承認を受けるべく、石川県都市計画審議会に諮るものです。

最後に、現況写真になります。赤く囲まれた箇所が、本敷地です。背後に見えるタンクが石油基地です。石油基地と計画地の間には、石川県土地開発公社が幅 50m以上の緩衝緑地帯を設けます。これは石油基地という特殊性から消防機関からの指導によるものです。

次に、計画地 の専光寺町地内の「(株)ミナト環境サービス専光寺工場」です。

まず、位置についてです。議案書の 21 ページをご覧ください。こちらが西部緑地公園。こちらが専光寺野田線。こちらが今回敷地の位置指定をする(株)ミナト環境サービス専光寺工場です。

議案書 22 ページの計画図をご覧ください。赤く塗つぶした箇所が、位置指定をする箇所になります。今回の敷地の位置指定の対象となる施設は、10t/日の処理能力を持つ廃プラスチック類の破碎施設です。

(株)ミナト環境サービス専光寺工場では、平成 14 年 2 月から廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくずを重機や手作業で選別し破碎しています。各々破碎された廃材の内、リサイクル可能なものは、フレコン容器に梱包されリサイクル工場に搬出されます。

今回は、廃プラスチック類の選別項目に PET 類を増やし、よりリサイクル化を図るため、破碎機を 2 基増設し、廃プラスチック類の破碎処理能力を従来の 2.05t/日から 10.02t/日に増加するものです。

当施設の設置にあたって、隣接者の同意、公害等に関する対処、関係法令等に係る調整が満たされたと判断し、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置の承認を受

けるべく、石川県都市計画審議会に諮るものです。

最後に、現況写真になります。赤く縁取りした箇所が、本敷地です。上の写真は、工場前面。下の写真は工場の後ろ面になります。白い建物が工場で、この内部で選別、破碎、積替え、保管作業が行われます。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

会長

22 ページの図面ですが、計画地の北側の建物が写真の建物と違って良いわけですか。

事務局

計画地の北側は染め物の工場です。現在ある工場は写真の建物で、図面では赤く塗りつぶした計画地の南側角の部分になります。

B 委員

ミナト環境サービスの方ですが、能力を5倍にするということですが、先程の建物の中に破碎機を増設するということですか。

事務局

はい。

B 委員

外に出るといふことはないのですね。わかりました。もうひとつの金沢舗道の方ですが、随分大きな施設ができるようですがアスファルト等ですので屋外施設ですか。

事務局

はい。

B 委員

周辺の同意ということですが、周辺とはどの辺までになるのですか。石油基地以外に周辺にそれほど影響があるようなものはないということですか。

事務局

金沢舗道の工場がこちらになりますが、隣接といたしましてはこちらにゴルフ場がありますが説明しております。こちらに少し工場等がありますが同意書を交わしております。こちらの石油基地についてもこちらの団体の方と協議をしております。

B 委員

粉塵とかの対策はちゃんとしているのですか。

事務局

騒音、振動につきましては環境基準をクリアするように調査の対象となりますし、粉塵につきましては飛散しないように努めるという協定書を結んでおります。

B 委員

8 時間稼働ということですが、日中以外は稼働しないということですか。

事務局

能力として 90t/h で、昼間 8 時間以外は稼働しません。

B 委員

排水の処理はされていますか。おそらく破碎したときにでてくると思うのですが。

事務局

破碎の際に水を使用する施設ではないのですが、露天ですので雨対策として雨水の沈砂槽を設けております。

会長

他にご意見もないようですので、本案件どおりとして石川県都市計画審議会に付議するものとします。

会長

続きまして報告案件といたしまして、「高度地区の指定（案）に係るパブリックコメント等について」事務局から報告願います。

事務局 [高度地区の指定（案）に係るパブリックコメント等について報告]

高度地区の指定（案）に係るパブリックコメント等についてご説明いたします。お手元に報告案件高度地区の指定（案）に係るパブリックコメント等についての資料及びパンフレットをお配りしていますのでご覧下さい。

本件は、既成の低層な住宅地の中に中高層建築物が建設されることによる居住環境の悪化を防止し、良好な居住環境を創出・保全する必要性及び「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（景観条例）」の更なる景観の保全育成を図る必要性を背景として、平成 14 年度から金沢市都市計画審議会専門委員会を設けて検討を重ね、別紙パンフレットの「住宅地や景観区域の建築物の高さ制限（案）」としてまとめました。

今回、この案に対して広く住民の意見を取り入れるべくパブリックコメントの募集、その他周知活動をいたしましたのでその経過等をご報告いたします。

まず、パブリックコメントについてですが、意見募集期間は、平成 16 年 4 月 13 日から 6 月 30 日までで、その間窓口持参、郵送等を含めて 11 件の意見をいただきました。その他、平成 16 年 4 月 15 日から 7 月 30 日にかけて、市内 52 校下（地区）で説明会を開催し、意見をいただきました。なお、その意見を集約しますと 13 件となりました。

また、石川県宅地建物取引業協会会員及び石川県建築士会金沢支部会員へ別紙パンフレットを各事務局から配布しております。さらに、かなざわ定住促進ネットワークで平成 16 年 6 月 2 日に説明いたしました。

いただいた意見の内容は別紙資料パブリックコメントの各意見の概要及びそれに対する市の考え方及び住民説明会における各意見の概要及びそれに対する市の考え方のおりで、本日はその概要をご説明いたします。主な意見としては、その数値的根拠、中環状道路で高さ制限を分けた理由、高さ制限が緩い等の意見がありました。これに対して本市としては、今回の住居系用途地域の高度地区指定（案）の作成にあたり、まず、中心市街地は定住の促進を図るため、また幹線道沿道は背後地への騒音等の遮断や災害時の避難等の役割を考慮し、6 階建てを想定して 20m としました。これは、全国の高度地区導入都市においても多く指定されている高さです。次に、本市の都市計画マスタープランの位置づけに基づいて、各地域の高さを設定しました。中環状道路の内側は基本的には一般住宅地として位置づけられており、中心部への定住を図るコンパクトな都市づくりの観点から中心市街地より 1 階低い 5 階建てを想定して 18m とし、さらに中環状道路の外側は低層な住宅地として位置づけられていることから 4 階建てを想定して 15m としており、高さ制限の区分及びその制限高さは適切であると考えています。なお、パブリックコメント及び住民説明会の各意見の概要及びそれに対する市の考え方については近日中にホームページ上で公開する予定です。

今後のスケジュールは、次回の都市計画審議会では計画原案審議、その次の都市計画審議会では計画案審議を予定しており、決定・告示は現時点では平成 17 年度当初を予定しています。以上でございます。

会長

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

A 委員

高さ制限の都市計画決定になるわけですか。

事務局

はい。高度地区という地域地区の都市計画決定になります。

A 委員

景観条例で定めている基準があると思うのですが、整合性はどうなっていますか。

事務局

景観条例との整合性につきましては、現在景観条例の各地区の高さ制限基準を準用して

都市計画決定したいと思っております。より確実に都市景観の形成を図っていきたく思っております。

会長

景観条例とは整合がとれているということですね。計画原案として諮られるわけですね。また検討していただきたいと思います。

引き続き「都市計画道路の見直しについて」について事務局から報告願います。

事務局 [都市計画道路の見直しについて報告]

都市計画道路の見直しについてご報告いたします。まず、見直しの背景です。金沢市の都市計画道路は、昭和5年以降、平成14年までに136路線、総延長約312kmが都市計画決定されております。そのうち延長約202km(64.8%)が既に整備を完了し、約56km(17.9%)が事業中であります。約54km(17.2%)が概成済、あるいは未着手となっております。

近年、人口の減少や少子高齢化の進行等の社会情勢が大きく変化し、まちづくりの方向性や道路の必要性等が変化していることから、公共投資の重点化や効率的な整備が求められていること等から、本市においても都市計画道路の見直しを行う必要性が高まってきました。また、平成15年12月、石川県が「都市計画道路網見直しガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」を策定し、長期にわたり事業が未着手である都市計画道路を見直す際の考え方やその手順等が示されたことから、このガイドラインを参考としながら、金沢市内における都市計画道路の見直しを行うものであります。

2番目の対象路線です。ガイドラインに基づいて金沢市の136路線の都市計画道路を検討した結果、次表の10路線14区間が検討を要する路線とされました。この10路線14区間につきましては次頁の全体位置図に書いてありますが、中心部の本町泉本町線、卯辰山周辺の都市計画道路、金石の金石桂線等があります。

3番目の今後の進め方ですが、学識経験者、市議会及び行政からなる「都市計画道路検討委員会」を設置し、検討の対象とされた10路線14区間についての詳細な検討を行い、都市計画道路見直し(案)をとりまとめていく予定でいます。委員会ですが、8月10日に第1回委員会を開催いたしました。9月21日には10路線全てについて現地の方を確認しております。今後10月から2月にかけて3~5回程度委員会を開催しながら、見直し(案)をとりまとめていきたいと考えております。(案)がとりまとまりましたら、17年度以降に地元市民に対して説明会等開催し合意形成が得られた路線から都市計画決定等の手続きを進めていきたいと思っております。以上でございます。

会長

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

C委員

都市計画道路の見直しで、ガイドラインに基づいて検討した結果が10路線だということですが、都市計画決定はそれぞれの年度で、その時々交通の状況や想定、都市計画に対する考え方が背景にあると思うのですが、そういうことからいくと都市計画道路の見直し

検討の対象となる路線がこれだけでよいのかどうか。もっと究極でいえばまちづくりと併せて本市の交通体系をどうするかという話しになるのだらうと思います。当然、都市計画決定されれば私権の制限がありますので、もっと大胆に踏み込んで検討すべき路線もあるのではないかと。あるいは今ある路線であっても整備の手法等についてもどうなのかということもありますので、その辺の基本的な考え方をお聞かせいただけませんか。

事務局

今のご指摘ですが、今年度この委員会で対象となりますのが 10 路線 14 区間で、これだけすむのかという話しですが、石川県の方から示されましたガイドラインの中では、20 年以上事業に着手していない路線等の基準とありますが、考え方が示されております。それに該当するものが現時点でこれだけあるということです。ですから、5 年後にもう一度同じ基準をあてはめてみれば更に増えてくる路線もあるでしょうし、これ 1 回で済むとは考えておりません。当面はこの 14 区間で検討いたしますが、数年後に 2 回目の見直し等もでてくると思っております。

それから私権を制限することについて、事業化の手法等も含めて広く検討すべきであるというご指摘でございました。委員会といたしまして 8 名の先生方に加わっていただいておりますが、別途、庁内でも検討組織を設けておりまして、交通の関係、あるいは制限をかけておりますので税の関係ですとか、そういった関係の部局とも意見交換を進めております。事業手法につきましても市の財政も厳しい、国からの市町村に対する補助金も現実になんて難しくなっていますので、そういった事業化の可能性も踏まえながら検討を進めていかなければならないというふうに十分認識しているつもりであります。以上でございます。

D 委員

見直しをするというのは、幅員の変更又は取り止め、あるいは強制執行とかそういうもののどれかを選択すると考えてよろしいのでしょうか。

事務局

まだ結論が出ているわけではありませんので、ご指摘のとおりでございます。見直しを検討するということがあがってきた路線ですので、個々の路線、区間について継続していくのか、強制執行というのはなんですが、あるいは幅員構成等の計画を見直すだけでよいのか、場合によっては路線、区間の廃止という場合もあるかと思っております。どういうふうになるかを見直し（案）というかたちで出来れば年度内にとりまとめていきたいと考えております。

会長

他にご意見もないようですので、こういう形で報告を受けたいと思います。

(これ意向の議事録については、意思形成過程のため非公開としております。)